

受託実習生・研修生受け入れ時の院内医療関連感染予防のための指針 (院内感染防止に係る抗体検査およびワクチン接種について)

社会医療法人同心会 古賀総合病院

はじめに

当院では職員全員の院内感染予防対策（「うつさない」と「もらわない」）の一環として、患者と接触する可能性のある職員全員（委託職員含む）を対象にワクチン接種及び抗体検査の徹底を行っている。

これらの院内感染予防対策は、当院職員のみではなく、年間を通じて受け入れている実習生についても同様に求められる。

当院におけるこれらの対策は、日本環境感染学会医療関係者のためのワクチンガイドライン（第3版）、および日本小児保健協会予防接種・感染症委員会の医療・福祉・保育・教育に関わる実習学生のための予防接種の考え方（第1版）に準じる。

要綱

1. 院内感染（医療関連感染）防止のため、以下の①～⑤の全てを満たした者に当院での実習等を許可する。

- ① B型肝炎ウイルスについては、HBs抗体検査で免疫獲得が確認されていることを必要条件とする。免疫を獲得できていない者については、必要回数のワクチン接種を完了すること。備考1-1) 参照
- ② 麻疹ウイルス、風疹ウイルス、水痘帯状疱疹ウイルス、流行性耳下腺炎（ムンプス）ウイルスについては、1歳以上で「2回」の予防接種を実施し、母子手帳などの接種記録で確認できること。接種記録が確認できない場合は、抗体検査を実施し、十分な抗体価を有していること。抗体価に達していない場合は、必要回数のワクチン接種を完了すること。備考1-2) 参照
- ③ ①②に関して証明するために、当院の定める「抗体価検査等の結果報告書」を実習希望者の所属する養成機関または医療機関にて記載し、実習等の2週間前までに速やかに当院総務部に提出すること。
- ④ 10月～3月に実習等を行う者は、インフルエンザウイルスのワクチンを接種すること
- ⑤ ④に関して、ワクチン接種時に医療機関より渡される「インフルエンザ予防接種証明書（日付、医療機関名、医師名の記載されたもの）の複写を、③と併せて実習等の2週間前までに当院総務部に提出すること。

2. ワクチン接種禁忌者であればその旨連絡すること。ただし、抗体検査は実施すること。

3. ワクチンの供給、在庫不足などの理由で接種が困難な場合はその旨連絡すること。

4. 要項1.①-⑤の基準は、患者との接触の有無に関わらない。但し、1週間未満の実習、研修、見学の場合は要項1の基準を満たすことは不要である。

5. 実習希望者の所属する養成機関・医療機関の責任の下に抗体価の確認、必要回数のワクチン接種を行った事実、母子手帳などの接種記録を確認し、「抗体価検査等の結果報告書」を作成すること。

備考 1

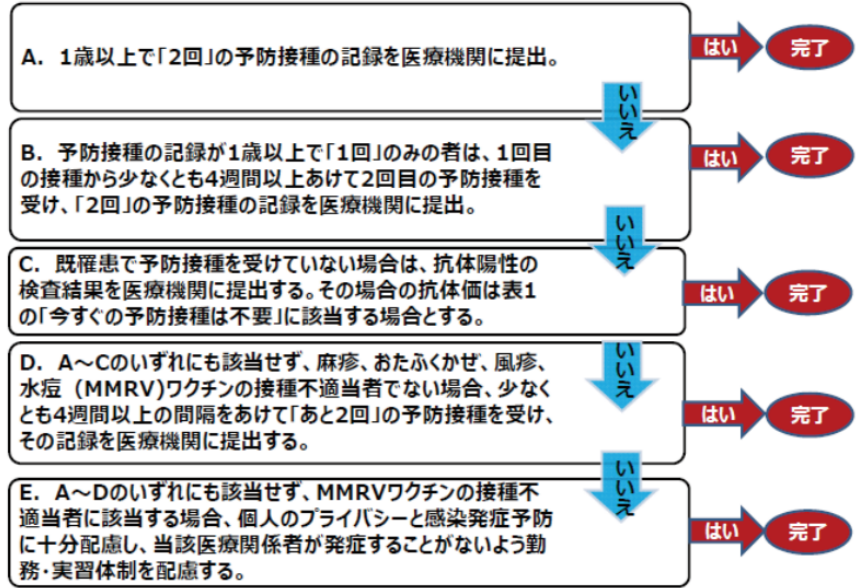
1) HBV (B 型肝炎ウイルス)

- ・ EIA または CLIA、RIA 法で抗体価 10mIU/mL 以上を免疫獲得とする。
- ・ HBs 抗体検査で免疫獲得できていない者については、実習等の前に B 型肝炎ワクチン接種 (0、1、6 ヶ月の 3 回接種 : 1 シリーズ) を受け、3 回目接種終了から 1 ヶ月以上経過後、HBs 抗体検査にて陽性を確認することを必要条件とする。
- ・ 1 シリーズのワクチン接種を受けた後の HBs 抗体検査で免疫獲得できなかった者は、その旨連絡すること。なお、1 シリーズのワクチン接種後に抗体価上昇が観察されなかった場合は、もう 1 シリーズの再接種を推奨する。
- ・ 免疫獲得歴のある者の抗体価低下 (10mIU/mL 未満) に伴うワクチンの追加接種は必要としない。
- ・ ワクチン接種歴はあるが、抗体が上昇したかどうか不明の場合は、抗体検査を行うこと。10mIU/mL 未満の低値の場合は 1 回の追加接種を行い、1~2 ヶ月後に抗体価の確認を行う。10mIU/mL 以上であれば免疫獲得として終了、10mIU/mL 未満であればあと 2 回のワクチン接種 (初回と合わせると 1 シリーズ) 後に再度抗体価の確認 (1~2 ヶ月後) を行うこと。
- ・ やむを得ず抗体陰性者が実習等をしなければならない場合、少なくとも実習等の前に 1 回目のワクチン接種を済ませること。

2) 麻疹、風疹、水痘帯状疱疹、流行性耳下腺炎 (ムンプス) ウイルス

- ・ 1 歳以上で「2 回」の予防接種の記録 (母子健康手帳の予防接種欄、予防接種実施済証) の提出を原則とする。
- ・ 予防接種の記録が 1 歳以上で「1 回」のみの者は、1 回目の接種から少なくとも 4 週間以上あけて 2 回目の予防接種を受け、それらの記録を提出すること。
- ・ 既罹患等で予防接種を受けていない者、接種記録の確認ができない者は、抗体検査を実施すること。表 2 の「今すぐの予防接種は不要」の抗体価に達しないものは、必要回数の予防接種を受けること。
- ・ 上記のいずれにも該当しない者は、少なくとも 4 週間以上あけて 2 回の予防接種を受け、その記録を提出すること。
- ・ やむを得ず、ワクチン接種歴のない抗体陰性者が実習等をしなければならない場合、少なくとも実習等の前に該当する 1 回目のワクチン接種を済ませること。
- ・ ワクチン接種後は抗体獲得確認のための抗体検査は不要。

表 1. 医療関係者のワクチンガイドライン MMRV 対応フローチャート



医療関係者のためのワクチンガイドライン 第3版、日本環境感染学会

表 2. MMRV 抗体価と必要予防接種回数（予防接種の記録がない場合）

	あと 2 回の予防接種が必要	あと 1 回の予防接種が必要	今すぐの予防接種は不要
麻疹	EIA 法 (IgG) 2.0 未満 PA 法 1 : 16 未満 中和法 1 : 4 未満	EIA 法 (IgG) 2.0 以上 16.0 未満 PA 法 1 : 16、1 : 32、1 : 64、1 : 128 中和法 1 : 4	EIA 法 (IgG) 16.0 以上 PA 法 1 : 256 以上 中和法 1 : 8 以上
風疹	HI 法 1 : 8 未満 EIA 法 (IgG) (A) 2.0 未満 EIA 法 (IgG) (B) ΔA0.100 未満 ※：陰性 ELFA 法 (C) 10IU/mL 未満 LTI 法 (D) 6IU/mL 未満 CLEIA 法 (E) 10IU/mL 未満 CLEIA 法 (F) 抗体価 4 未満 FIA 法 (G) 抗体価 1.0AI 未満 FIA 法 (H) 10IU/mL 未満 CLIA 法 (I) 10IU/mL 未満 LTI 法 (J) 6IU/mL 未満	HI 法 1 : 8、1 : 16 EIA 法 (IgG) (A) 2.0 以上 8.0 未満 EIA 法 (IgG) (B) 30IU/mL 未満 ELFA 法 (C) 10 以上 45IU/mL 未満 LTI 法 (D) 6 以上 30IU/mL 未満 CLEIA 法 (E) 10 以上 45IU/mL 未満 CLEIA 法 (F) 抗体価 4 以上 14 未満 FIA 法 (G) 抗体価 1.0 以上 3.0AI 未満 FIA 法 (H) 10 以上 30IU/mL 未満 CLIA 法 (I) 10 以上 25IU/mL 未満 LTI 法 (J) 6 以上 35IU/mL 未満	HI 法 1 : 32 以上 EIA 法 (IgG) (A) 8.0 以上 EIA 法 (IgG) (B) 30IU/mL 以上 ELFA 法 (C) 45IU/mL 以上 LTI 法 (D) 30IU/mL 以上 CLEIA 法 (E) 45IU/mL 以上 CLEIA 法 (F) 抗体価 14 以上 FIA 法 (G) 抗体価 3.0AI 以上 FIA 法 (H) 30IU/mL 以上 CLIA 法 (I) 25IU/mL 以上 LTI 法 (J) 35IU/mL 以上
水痘	EIA 法 (IgG) 2.0 未満 IAHA 法 1 : 2 未満 中和法 1 : 2 未満	EIA 法 (IgG) 2.0 以上 4.0 未満 IAHA 法 1 : 2 中和法 1 : 2	EIA 法 (IgG) 4.0 以上 IAHA 法 1 : 4 以上 中和法 1 : 4 以上
おたふくかぜ	EIA 法 (IgG) 2.0 未満	EIA 法 (IgG) 2.0 以上 4.0 未満	EIA 法 (IgG) 4.0 以上

3) インフルエンザウイルス

- ・毎年、流行期（10 月～3 月）前にワクチン接種を受けること。

初版：2018 年 12 月 5 日

第 2 版：2024 年 5 月 30 日